

恵庭市統計調査員希望登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国、道及び市が行う各種統計調査において、統計調査員になることを希望する者（以下「希望者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 統計調査員の登録は、次の各号に定める要件の全てに該当する者の中から行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 統計調査に対し、責任を持って調査事務を遂行できる者
- (2) 市内に在住、通勤又は通学する満20歳以上の者
- (3) 秘密の保護に関し信頼のおける者
- (4) 税務、選挙及び警察に直接関係のない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(登録手続)

第3条 登録の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 希望者は、統計調査員登録カード（別記様式）を市長に提出するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、希望者は、市長が別に定めるインターネット上の登録フォームから登録の申請を行うことができるものとする。
- (3) 市長は、前2号の規定により登録の申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ希望者との面接を行い、統計調査員として適格と認めるときは、登録する。

(登録の期間)

第4条 前条の規定により統計調査員として登録された者（以下「登録調査員」という。）の登録の期間は、登録の日から1年とする。ただし、登録調査員本人から辞退の申出がない場合は、継続することができるものとする。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すこ

とができるものとする。

- (1) 登録調査員を辞退する旨の意思表示があった場合
- (2) 第2条に定める要件に該当しないことが明らかになった場合
- (3) 調査に従事しない等登録調査員としてふさわしくない行為があった場合
- (4) 病気、転居その他の事由により統計調査事務に従事することができなくなった場合
- (5) 死亡が確認された場合
- (6) 連絡が取れない状態等、登録を継続し難い事由がある場合

(統計調査員の選任)

第6条 市長は、統計調査員を選考又は推薦するときは、登録調査員から行う。ただし、地域的事情その他の事由で適格者を得られない場合は、この限りでない。

(登録調査員の募集)

第7条 希望者の募集は、公募、推薦その他の方法により行う。

(研修の実施)

第8条 市長は、登録調査員の資質向上及び統計調査の円滑な実施を図るため、必要に応じて研修を実施するものとする。

(秘密の保持)

第9条 登録調査員のうち統計調査に従事した調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。登録の取消しを受けた後においても同様とする。

(情報の保護及び提供)

第10条 市長は、統計調査の実施を目的として恵庭市統計担当課以外の課又は国若しくは道から登録調査員に係る情報の提供を求められたときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、統計調査員登録カードにより、登録調査員本人の同意を得た上で、当該情報を提供するものとする。

(その他)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際現にこの要領による改正前の恵庭市統計調査員希望登録要領の規定により行った登録は、改正後の恵庭市統計調査員希望登録要領の規定により行った登録とみなす。

統計調査員登録カード

年 月 日

【個人情報】

ふりがな		男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏名				
住所	〒			
連絡先	ご自宅			
	携帯電話			
	FAX			
	メールアドレス			
職業				

【調査事項】

希望する調査地区	
従事不可能な時期	
備考	
交通手段	1. 自動車 2. 自転車 3. 公共交通 4. 徒歩 (複数回答可)

※ 交通手段及び登録方法の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

※ 調査事項について、ご希望されました地区、時期等と異なる場合がございますのでご了承下さい。

【チェック事項】

私は、下記応募資格を満たしています。

(応募資格)

責任を持って調査事務を遂行できる。

調査で知り得た秘密を守ることができる。

税務、警察、選挙（立候補予定者や選挙運動員等）に直接関係がない。

暴力団員、その他の反社会勢力等と密接な関係を持たない。

年 月 日

氏名（白署）

【個人情報の取扱について】

- 登録カードの個人情報は、①統計調査員の登録、②国勢調査をはじめとする統計調査に調査員として就任するために使用します。
- 国・北海道及び恵庭市が実施する統計調査に関連して、登録カード等に登録された登録者の氏名等について、登録情報を保有する恵庭市企画課あてに国、北海道及び恵庭市の他課から照会（他の統計調査の調査員の就任依頼）があった場合、登録者の同意を得たうえで、当該機関に登録情報を提供する場合があります。

【事務局使用欄】

課長	主査	スタッフ	登録番号
			登録年月日
			登録抹消年月日